

## 十日町市と J R 東日本信濃川発電所の共生に関する覚書

十日町市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の J R 東日本信濃川発電所との共生を目的として、次のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、信濃川の河川環境と乙の水利使用との調和を図るための調査・検証を実施することとし、当該調査・検証に必要な事項は、甲、乙が協議して別に定める「試験放流に関する確認書」（平成 22 年 3 月 30 日付）によるものとする。
- 2 乙は、甲と乙の信濃川発電所の共生のため、J R 東日本発電取水総合対策十日町市民協議会からの要望事項（平成 22 年 3 月 19 日付「要望書」）について、誠意をもって協議し、甲、乙が協力して必要な施策を実施するものとする。
- 3 甲は、乙の信濃川水力発電に係る水利使用の許可申請及び信濃川発電所の円滑な運営の再開に協力するものとする。
- 4 乙は、水利使用の期間を 5 年として前項の申請をするものとする。なお、水利使用の許可の更新にあたっては、乙は、第 1 項の調査・検証の結果を踏まえ、その内容を甲と真摯な協議のうえ、申請するものとする。
- 5 この覚書に定めのない場合、または覚書で定めた事項につき疑義が生じた場合には、その都度甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この覚書成立の証として、覚書 2 通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 30 日

甲	十日町市		
	十日町市長	関 口 芳 史	ⓐ
乙	東日本旅客鉄道株式会社		
	代表取締役社長	清 野 智	ⓑ